

在留邦人の皆様へ

平成 30 年 10 月 19 日
在ザンビア日本国大使館

感染症危険情報（レベル1）

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生について

●コンゴ民主共和国に感染危険情報が出ましたのでお知らせします。

●レベル1「十分注意してください。」（新規）

感染が拡大する可能性があるため、最新情報の入手に努めて下さい。

現地で十分な医療が受けられない恐れがありますので、症例が発生している場所には近付かないでください。

感染例数等についての最新情報は、「感染症スポット情報」(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_103.html)でご確認ください。

●10月17日、世界保健機関（WHO）は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況について、緊急委員会の第1回会合を開催しました。会合の結果、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言しない旨が発表されましたが、同発表では、引き続きエボラ出血熱の発生状況に対して懸念を示しており、対応強化及び継続的な警戒が必要であることを指摘しています。

●エボラ出血熱は、致死率が非常に高い極めて危険な感染症で、主として感染者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）に触れることにより感染します。コンゴ民主共和国及びその周辺国への渡航・滞在にあたっては、感染者が発生している地域には近づかないようにし、最新情報の入手に努めるよう、十分注意して下さい。

1 世界保健機関（WHO）の発表

（1）10月17日、世界保健機関（WHO）は、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生を受けて、国際保健規則（IHR）緊急委員会の第1回会合を開催しました。同委員会の勧告に基づき、WHOは、コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生状況について、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC, Public Health Emergency of International Concern）」を宣言しない旨を発表しました。一方、発表では、引き続きエボラ出血熱の発生状況に対して懸念を示しており、対応強化及び継続的な警戒が必要であることを指摘しています。

（2）エボラ出血熱の発生状況

WHOは、5月4日から10月15日までに、コンゴ民主共和国において、確定例181例（うち死亡104例）、可能性が高い例35例（うち死亡35例）が発生していること

を発表しています。また、同国の周辺9か国（アンゴラ、ウガンダ、コンゴ（共）、ザンビア、タンザニア、中央アフリカ、ブルンジ、南スーダン及びルワンダ）においても、感染拡大のリスクが高いため、これらの国に対する機器や人員の支援が行われています。

○WHOの発表（英文）

<http://www.who.int/news-room/detail/17-10-2018-statement-on-the-meeting-of-the-ihre-mergency-committee-on-the-ebola-outbreak-in-drc>

2 渡航に当たっての注意

（1）エボラ出血熱は、致死率が非常に高い極めて危険な感染症で、主として感染者の体液等（血液、分泌物、吐物・排泄物）に触れることにより感染します（詳細は以下3参照）。

（2）コンゴ民主共和国及びその周辺国への渡航・滞在にあたっては、感染が拡大する可能性があるため、最新情報の入手に努め、十分注意して下さい。また、現地で十分な医療が受けられない恐れがありますので、症例が発生している場所には近付かないでください。

3 エボラ出血熱について

エボラ出血熱は、エボラウイルスが引き起こす、致死率が高い極めて危険な感染症です。患者の血液、分泌物、排泄物などに直接接触した際、皮膚の傷口などからウイルスが侵入することで感染します。ヒトからヒトへの感染は、家族や医療従事者による患者の看護や葬儀の際の遺体への接触を通じて起きることが報告されています。

現在、安全性や有効性が確立された予防のためのワクチンや治療薬は存在せず、治療は対症療法が基本となります。潜伏期間は2日から21日（通常は7日程度）で、発熱・悪寒・頭痛・筋肉痛・食欲不振などに始まり、嘔吐・下痢・腹痛などの症状があります。更に悪化すると、皮膚や口腔・鼻腔・消化管など全身に出血傾向がみられ、死に至ります。

エボラウイルスの感染力は必ずしも強くないため、アルコール消毒や石けんなどを使用した十分な手洗いを行うとともに、エボラ出血熱の患者（疑い含む）・遺体・血液・嘔吐物・体液や動物に直接接触しないようにすることが重要です。

エボラ出血熱に感染しないよう、以上を参考に感染者が発生している地域に近付かないようにし、感染者又は感染の疑いがある人との接触は避け、野生動物の肉(bush meat やジビエと称されるもの)を食さないなど、エボラ出血熱の感染予防を心がけてください。

（参考）

○厚生労働省検疫所

<http://www.forth.go.jp/useful/infectious/name/name48.html>

○国立感染症研究所：「エボラ出血熱とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansenohanashi/342-ebola-intro.html>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 5367

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在コンゴ民主共和国日本国大使館

住所：372, Avenue Colonel Mondijiba, Concession Immotex, Ngaliema, Kinshasa,
Republique Democratique du CONGO

電話：081-555-4731～34 (代表)

国外からは (国番号 243) 81-555-4731～34

緊急用電話：081-880-5059

国外からは (国番号 243) 81-880-5059

ホームページ：https://www.rdc.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html